

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

常滑市長 伊藤辰矢

常滑市条例第56号

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

常滑市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は、身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、<u>地盤の液状化</u>その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るもの</p>	<p>(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)</p> <p>第18条の2 非常勤消防団員又は非常勤水防団員がその生命又は、身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防御に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項又は第12条第1項の額は、それぞれ当該額に100分の50（傷病補償年金のうち、第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては100分</p>

改正後	改正前
<p>にあっては100分の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては100分の45) を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。</p>	<p>の40、第2級の傷病等級に該当する障害に係るものにあっては100分の45、障害補償のうち、第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては100分の40、第2級の障害等級に該当する障害に係るものにあっては100分の45) を乗じて得た額を加算した額とし、第16条の2第1項の額は、同項本文に規定する額に100分の50を乗じて得た額を加算した額（第16条第2号の場合にあっては、その額から既に支給された遺族補償年金の額の合計額を控除した額）とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。